

## 競争ルールの検証に関するWG 第 49 回及び第 50 回会合に関する追加質問への回答

### 第 49 回会合に関する追加質問

- ・ 株式会社 NTT ドコモ…………… 2
- ・ KDDI 株式会社…………… 4
- ・ ソフトバンク株式会社…………… 5
- ・ 楽天モバイル株式会社…………… 6

### 第 50 回会合に関する追加質問

- ・ クアルコムジャパン合同会社…………… 7
- ・ 楽天モバイル株式会社…………… 8
- ・ 一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO 委員会…………… 9

## 競争ルールの検証に関するWG（第49回）に関する追加質問事項

1 中古端末について、資料の中で「当社の厳しい基準」とあるが、どのような基準なのか。

（長田構成員）

（NTT ドコモ回答）

- ・ 弊社の認定リユース品である docomo Certified については、端末の検査ツールを用いて基本機能のチェックを実施した上で、バッテリー容量について新品時の 80%以上のもので画面や本体に割れがないものを取り扱いしております。
- ・ なお、軽微な傷や汚れなどについては、その状態によりランクを分けて販売しております（ランク分けについては弊社ホームページ上にも掲載しております）
  - ランク A+：目立つ傷や汚れがなく、非常にきれいな状態のもの
  - ランク A：目立つ傷や汚れが少なく、きれいな状態のもの
  - ランク B：傷や汚れがあり使用感があるが、基本性能には問題ないもの

2 p12 のネットワークスライシングについて制度整備が必要とのことだが、いわゆるネットワーク中立性の観点から特定の利用者に対してネットワークを占有させることについてどのように考えるか。また、高速大容量や低遅延のスライス SLA 的にどのように保証するか。そのためのルール作りが必要だ、というご意見という認識でよろしいか。

（北構成員）

（NTT ドコモ回答）

- ・ ご質問をいただいた通り、ネットワークスライシング提供における通信品質確保のために特定の利用者に対してネットワークを優先等させる場合において、一般利用者の通信環境への影響などについて、ネットワーク中立性など制度的な観点も含めて検討が必要と考えております。

3 中古端末の販売数、販売先としての顧客層の関するデータ収集・把握はどのように実施しているのか。または、今後どのように実施する予定なのか。

（西村（暢）構成員）

（NTT ドコモ回答）

- ・ 弊社ではマーケティング活動の一環として、定期的に各種アンケート調査等を実施して中古端末等の端末市場を含めたお客さまニーズの分析をしております。
- ・ また、実際に弊社チャネルを通じてドコモの回線契約をお持ちのお客さまが端末を購入される場合は、弊社にご登録をいただいているお客さま情報をもとにその属性や各種サービスのご利用状況等の把握が可能ですので、統計的な処理をした上で各種分析に用いております。

- ・ 今後も端末を購入されるお客様の属性やご利用状況等を踏まえ、例えばお子さまに持たせるにあたって比較的安価な中古端末をお勧めするなど、ニーズに合ったご提案・マーケティング活動に生かしていきたいと考えております。

以上

## 競争ルールの検証に関するWG（第49回）に関する追加質問事項

1 中古端末の販売数、販売先としての顧客層に関するデータ収集・把握はどのように実施しているのか。または、今後どのように実施する予定なのか。

(西村（暢）構成員)

(KDDI 回答)

- ・ 弊社回線契約のあるお客様が購入した端末の情報（＝購入情報）や属性情報は、弊社システムに保存されております。
- ・ 購入情報から販売数を集計することは可能であり、また、購入情報とお客様の属性情報を紐づけることにより、どのようなお客様がどのような端末を購入しているか把握は可能です。

以上

## 競争ルールの検証に関するWG（第49回）に関する追加質問事項

1 中古端末のデータの消去について、どのような方法でどの程度行っているのか。

（長田構成員）

（ソフトバンク回答）

弊社の「SoftBank Certified」で取り扱っている中古端末について、全データ（FeliCa ICチップ情報やその他個人情報等）の消去を行っています。

2 中古端末の販売数、販売先としての顧客層の関するデータ収集・把握はどのように実施しているのか。または、今後どのように実施する予定なのか。

（西村（暢）構成員）

（ソフトバンク回答）

弊社の「SoftBank Certified」で取り扱っている中古端末について、新品端末同様に端末販売時に顧客の個人情報を取得しています。

また、端末販売数も新品端末同様に把握しています。

以上

## 競争ルールの検証に関するWG（第49回）に関する追加質問事項

1 中古端末の販売数、販売先としての顧客層に関するデータ収集・把握はどのように実施しているのか。または、今後どのように実施する予定なのか。

（西村（暢）構成員）

（楽天モバイル回答）

当社では中古端末の販売を行っておりません。

また、現時点で実施の予定はございません。

以上

## 競争ルールの検証に関するWG（第50回）に関する追加質問事項

1 日本と比べて米国では、5Gの普及が進んでいるという主張だと思いますが、その要因はなんであると考えますか。

(佐藤構成員)

(クアルコム回答)

- ・米国では、5G用の周波数として、2020年3月までに28GHz帯等のミリ波が割り当てられ、2019年4月にはスマートフォン向けのサービスが開始されました。それに対して、3.5GHz帯等のSub6は、2020年7月以降に割り当てられました。<sup>1</sup>このため、米国ではミリ波の利用が先行し、FWAでの利用や都市部や高トラフィックエリアでのホットスポット利用が進展しています。また、ライセンスに関しては、ライセンスを保持するエリアにおいて少なくとも40%の人口カバー率を達成することなどが求められています。これらを背景とし、各通信事業者において積極的なネットワークの整備が進展しています。<sup>2</sup>
- ・また、米国で高いシェアを有するスマートフォン端末が2020年以降、一部機種でミリ波に対応していることなどから、順調に普及が進展しています。<sup>3</sup>なお、同端末は、2024年1月現在、日本ではミリ波に対応していないことなどから、携帯電話市場の販売台数におけるミリ波対応端末の台数の割合が、2023年では日本は約4.5%、米国では約68%と、日米での端末の普及率に大きな差が生じています。

年	2019	2020	2021	2022
ミリ波対応 端末のシェア	0.3%	4.3%	43.1%	57.3%

図：米国におけるミリ波対応端末の普及状況（IDCを基に算出）<sup>4</sup>

2 米国では、5G普及促進あるいはミリ波端末普及促進を目的に、何らかの助成策、産業政策が実施されていますか。

(佐藤構成員)

(クアルコム回答)

- ・2021年11月、8年間で約1兆米ドル規模のインフラ投資雇用法が成立し、うち650米億ドルがブロードバンド網の整備に充てられることとされています。また、商務省は2023年4月には、2021年度国防授権法及び2022年半導体・科学法に基づき、Open RANを含むオープンで相互運用可能な5Gネットワーク開発に15億ドルを投資する公衆無線サプライチェーン・イノベーション基金を設立しました。<sup>5</sup>

<sup>1</sup> 総務省「デジタル変革時代の電波政策懇談会 5Gビジネスデザインワーキンググループ 報告書」（2023年7月）

<sup>2</sup> 第5世代モバイル推進フォーラム「ミリ波白書 2.0版」（2023年7月）

<sup>3</sup> 第5世代モバイル推進フォーラム「ミリ波白書 2.0版」（2023年7月）

<sup>4</sup> 第5世代モバイル推進フォーラム「ミリ波白書 2.0版」（2023年7月）

<sup>5</sup> 総務省「デジタル変革時代の電波政策懇談会 5Gビジネスデザインワーキンググループ 報告書」（2023年7月）

## 競争ルールの検証に関するWG（第50回）に関する追加質問事項

1 CIAJのP.8に示された「5Gの特徴を生かせるミリ波対応端末は割引上限を見直し、50%あるいは更なる割引」を求める提案について、どのように考えますか。

(佐藤構成員)

(楽天モバイル回答)

本提案は、ミリ波端末の普及に対し一定の効果があると考えられますが、インフラ整備やユースケースの創出と合わせて議論していくことが重要と考えます。

2 ミリ波対応端末の普及を促進するために、補助金等のような支援策が必要と考えますか。

(佐藤構成員)

(楽天モバイル回答)

補助金等の支援策について、当社として現状ご提案できる案はございません。

引き続き、ミリ波における超高速・大容量等の特徴を活かしたサービス展開にむけ、メタバースショッピング体験や遠隔歯科治療教育といったユースケースの創出に取り組んで参ります。

以上

## 競争ルールの検証に関するWG（第50回）に関する追加質問事項

1 CIAJのP.8に示された「5Gの特徴を生かせるミリ波対応端末は割引上限を見直し、50%あるいは更なる割引」を求める提案について、どのように考えますか。

(佐藤構成員)

(MVNO委員会回答)

2019年8月に総務省より公表された「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」において、「過度の端末代金の値引き等の誘引に頼った競争慣行について2年を目途に根絶することとし、通信市場・端末市場の双方における競争がより働くよう、通信役務の利用者に対して端末を販売する際の端末代金の値引き等について、一定の厳しい上限を定める」との考えから、当初、端末代金の割引上限額について2万円という金額が設定されたものと認識しております。

また、先般の電気通信事業法施行規則の改正により、割引上限額が原則4万円へ見直されたものの、“競争ルールの検証に関する報告書2023”に示された「通信料金と端末代金の完全分離という改正法の考え方を維持することが適当である」との基本的な考え方に変更はないものと認識しております。

この点、規律見直しの直後から、一部MNOにより、新たな端末購入プログラムと組み合わせられた条件等で端末の安値販売（例：月額1円×12カ月 ※1年後買取りが条件）が開始される等、端末代金の値引き等の誘引に頼った競争が根絶されていない状況であることを踏まえると、現状においても通信料金収入を原資とした端末割引による顧客獲得競争が継続しており、料金・サービス本位での競争が不十分な状況であると考えます。このため、仮にミリ波対応端末に限定した場合であっても、端末の割引上限額を拡大した場合、モバイル市場の競争に与える影響は小さくないと考えます。

また、ミリ波の周波数特性等から利用可能なエリアや施設等は限定的であると想定される場所、仮に全利用者の通信料金収入を原資とする場合には、便益を享受する対象が、一部のミリ波対応端末の利用者に集中する等、不公平が生じることも懸念されます。

以上を踏まえ、公正な競争環境の確保および、利用者間の公平性の確保の観点から、ミリ波対応の有無に関わらず、端末の割引上限額については現行の規律を維持すべきと考えます。

2 ミリ波対応端末の普及を促進するために、補助金等のような支援策が必要と考えますか。

(佐藤構成員)

(MVNO委員会回答)

5Gの特長を活かしたサービスの実現には、ミリ波対応端末の低廉化による普及促進だけではなく、ミリ波を活用したユースケースの創出やインフラ整備と合わせて促進することが重要であると考えます。この点、仮に国による補助金等の支援策を検討する場合は、単にミリ波対応端末の割引上限に例外を設けるのではなく、国民にとって公平性が確保され、か

つ事業者間の公正な競争を阻害しないように留意することが肝要と考えます。(例：ユース  
ケース創出やインフラ整備促進のための補助金や端末メーカー等の投資促進のための税制  
措置など)

以上